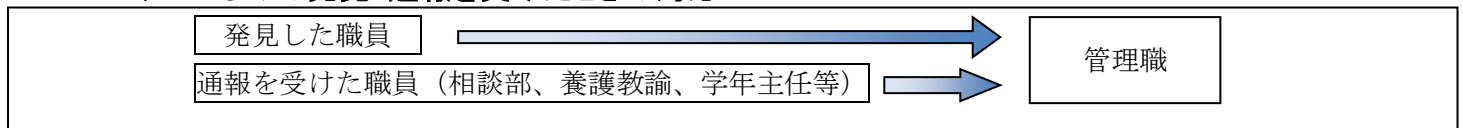


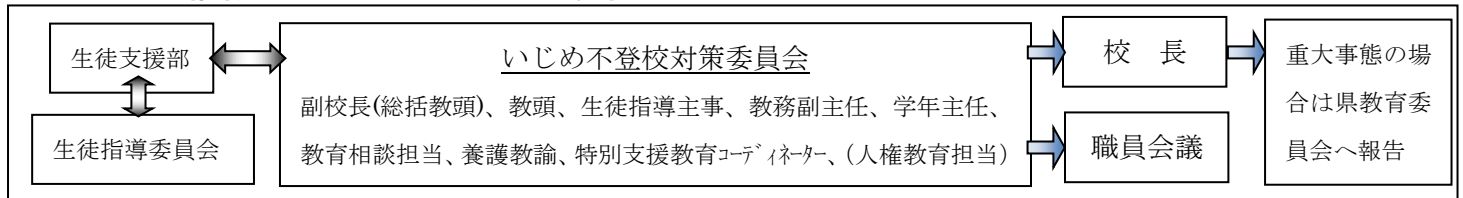
資料5

早期発見・事案対処マニュアル②「いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）」

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有 ウ 調査・事実関係の把握



エ 解決に向けた指導及び支援

①いじめられた生徒とその保護者への支援 ※いじめ不登校委員会及び教育相談部を中核に実施

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全、安心を確保する ・心のケアを図る ・今後の対策について共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞き、今後の対策について、共に考える
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・家庭での対話や見守り等を大切にするなど協力を求める

②いじめた生徒への指導又はその保護者への支援 ※学年団及び生徒支援部を中核に実施

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの背景や要因の理解に努める ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明を行います。

- ・心情に配慮する ・何か気がついたことがあれば報告してもらう
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不審等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

③いじめが起きた集団への働きかけ ※担任・学年団を中心に実施

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自己有用感が感じられる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告 ※いじめ不登校対策委員会を中核に実施

- ①校長は県教育委員会への報告を速やかに行います
- ②生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。
- ③必要に応じ福祉・医療等の関係機関に報告し、連携を取ります。

カ 継続指導・経過観察 ※いじめ不登校対策委員会を中核に実施

- ①家庭との連携を図りながら、全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- ②被害生徒との面談を定期的に行い、いじめに係る行為が止んでいることと心身の苦痛を感じていないことの確認を少なくとも3ヶ月間は、いじめ不登校委員会で行います。